

最高裁秘書第3057号

令和3年10月4日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年9月28日に答申（令和3年度（最情）答申第25号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第10号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年5月10日（令和3年度（最情）諮詢第10号）

答申日：令和3年9月28日（令和3年度（最情）答申第25号）

件名：最高裁判所の大法廷及び小法廷の庶務に関する事項のマニュアルの不開示  
判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「最高裁判所事務総局総務局第一課が保有している、最高裁判所の大法廷及び小法廷の庶務に関する事項の事務処理要領その他のマニュアル（最新版）」  
(以下「本件開示申出文書」という。) の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年4月7日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所の大法廷及び小法廷の庶務に関する事項に属する事務については、個別の案件ごとに対応していることから、事務処理要領その他のマニュアルを参考する必要はなく、これらを作成していない。また、当該事項について事務処理要領その他のマニュアルを作成することを予定するような定めもない。したがって、本件開示申出文書は作成又は取得していない。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ① 令和3年5月10日 | 諮問の受理               |
| ② 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 同年8月20日   | 審議                  |
| ④ 同年9月24日   | 審議                  |

#### 第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所の大法廷及び小法廷の庶務に関する事項に属する事務については、個別の案件ごとに対応していることから、事務処理要領その他マニュアルを参照する必要はなく、これらを作成していないとのことである。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所の大法廷及び小法廷の庶務に関する事項に属する事務は、最高裁判所事務総局総務局第一課の所掌とされ、同課においては、最高裁判所の大法廷及び小法廷の庶務に関する事項として、訟廷事務を除く事務一般をつかさどり、具体的には、庁舎警備の措置に関する事項、外国送達に係る送達嘱託、捜査関係事項照会への対応等がこれに当たり、いずれも個別の案件ごとに対応することで、支障なく当該事務を遂行し得る性格のものであることが認められる。したがって、最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

人 口 口 門 委 員 會

子 雅 戶 長 員 會 委